

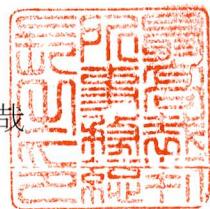
最高裁秘書第1895号

令和4年6月29日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 真 敏



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、東京地方裁判所がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

出版社に対して定期的に判決書を貸し出すことが事件当事者の名誉権を侵害しないかどうかを検討した際に東京地裁が作成し、又は取得した文書

(2) 苦情の申出がされた日

令和3年11月5日付け（同月8日受付）

2 答申番号

令和4年度（情）答申第4号

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）